

患者さまへのご案内（厚生労働大臣の定める掲示事項）

当院は厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

指定医療機関等

生活保護法等指定医療機関

労災保険指定医療機関

明細書発行体制加算

当院では、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目がわかる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担がない方についても明細書を無料で発行しています。明細書には、使用した薬剤の名称、行われた検査の名称が記載されます。明細書の発行を希望されない方は、受付までお申し出ください。

夜間・早朝等加算

厚生労働省の規定により、土曜日の12:00以降、日曜日、祝日に受付の方は、
夜間早朝加算（50点）が適応されます。

（窓口負担額は、1割負担50円 2割負担100円 3割負担150円）

医療情報取得加算

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しており、マイナンバーカードを保険証として利用できます。診療情報（受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他の必要な情報等）を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

医療DX推進体制整備加算

当院は医療DXを通じた質の高い診療情報を目指しています。

オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報等を活用して診療を実施しており、マイナ保険証利用を推進しています。

電子処方せんの発行などの医療DXにかかる取り組みを実施してまいります。

外来・在宅ベースアップ評価料（1）

当院は、厚生労働大臣の定めた医療従事者的人材確保や賃金改善を図る体制に関し、施設基準を満たし届出をしております。

国が定めた診療報酬算定要綱に従い、下記の通り診療報酬点数を算定します。

初診時 6点 再診時 2点

一般名処方加算

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方により、処方せんを発行しています。現在、一部の医薬品について充分な供給が難しい状況が続いておりますが、一般名処方によって、特定の医薬品が不足した場合であっても、患者さまへ必要な医薬品が提供しやすくなります。一般名処方加算につきまして、ご不明な点などございましたら、受付までご相談ください。

コンタクトレンズ診療費に関するお知らせ

当院は、「コンタクトレンズ検査料3」の施設基準に適合している旨、届出を行っております。

コンタクトレンズの装用を目的に眼科的検査を行った場合は、56点を算定いたします。

コンタクトレンズ装用の為の受診の方であっても、診療内容等により、異なった診療費用を算定する場合があります。

コンタクトレンズ装用の為に受診の場合、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定したことがある方の基本診療料は、再診料を算定いたします。

ご不明な点などございましたら、医師または受付までご相談ください。